

## 大泉町商工会空き店舗活用事業補助金募集要項

### ■ 概要

町内の空き店舗の解消と有効利用の促進を図り、大泉町における商業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に、指定区域内の空き店舗を賃借し、新たな店舗等を開設する事業者に対し、店舗の開設に要する経費の一部について補助金を交付します。

※申請希望者は必ず事前に相談してください。

※予算額の範囲内での交付となります。

### ■ 補助内容

補助率：対象経費の3分の1以内

補助上限：月額2万円

補助期間：最長6ヶ月

### ■ 対象経費

対象経費は空き店舗の賃借に係る1ヶ月当たりの家賃  
(敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費を除く。)

### ■ 対象者

- ・大泉町商工会の会員である者
- ・空き店舗の所有者と生計を一にしない者かつ、当該所有者と2親等以内の親族ではない個人又は、当該空き店舗の所有者を役員としない法人
- ・指定区域に既に店舗を有する者にあつては、新規に店舗を開設後、当該指定区域の店舗を空き店舗としない者
- ・税金等を滞納していない者
- ・外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること
- ・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していないこと
- ・店舗の代表者であること
- ・過去にこの要綱による補助金を受けたことがない者

### ■ 申請期限

店舗開設後1年以内

### ■ 詳細

詳細については補助金要綱をご覧ください。